

デジタルフルカラー複合機賃貸借に係る仕様書

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 賃貸借物品名 | デジタルフルカラー複合機 |
| 2 | 数量 | 2台 |
| 3 | 契約期間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで(60か月) ※長期継続契約適用 |
| 4 | 納入期限 | 令和5年3月31日(金) |
| 5 | 納入場所 | (1)高知市大原町158番地 高知市総合体育館1階事務所
(2)高知市五台山1736番地1 くろしおアリーナ1階事務所 |
| 6 | 機器仕様 | 別紙1のとおり |
| 7 | 条件等 | |
- (1) 使用予定枚数
- ① 総合体育館：9,150枚/月(カラー450枚/月, モノクロ8,700枚/月, モノカラー0枚/月)
- ② くろしおアリーナ：6,060枚/月(カラー360枚/月, モノクロ5,700枚/月, モノカラー0枚/月)
- ※ 使用予定枚数については保証するものではなく, 実際の使用枚数が上回り又は下回っても契約単価は変わらないものとする。
- (2) 条件等
- ① 保守条件
- ・ 2か月に1回以上の定期保守点検を行うこと。
 - ・ トラブル等については, 即時に対応することとし, トラブル多発等の状況によっては, 無償のオーバーホール又は代替機の供給等により常に良好な印刷(コピー)状態を保証すること。ネットワークに関連するトラブルについても, 総合的に対応すること。
 - ・ 保守及びトラブルの対応時間は, 基本的に平日の8:30から17:15までを想定しているが, その他の時間帯や平日以外の日についても, 緊急の連絡が取れるよう, 連絡体制の整備を行うこと。なお, 契約業者の営業時間外も事業団から契約業者へ特例として作業を求める場合がある。
 - ・ 消耗品費, 保守料は使用枚数単価に含むこととする。
 - ・ 予備トナーを1台につき1個契約業者にて準備すること。
 - ・ 使用済トナー・ドラムは回収すること。
- ② 導入条件
- ・ プリンタ機能
 - (ア) 機器の設置にあたっては, 事業団の指定する配線と設定により, 事業団の指定するネットワークに接続すること。
 - (イ) 各設置場所のパソコン1台に, プリンタドライバをインストールすること。
 - (ウ) パソコンからの両面印刷等の指定方法について説明すること。
 - (エ) 各設置場所のパソコン等管理担当者に, インストール手順書とドライバCD等を渡すこと。
 - ・ スキャナ機能
 - (ア) 各設置場所のパソコン1台にスキャナドライバをインストールし, スキャナの操作方法等について説明すること。
 - (イ) 各設置場所のパソコン等管理担当者に, インストール手順書とドライバCD等を渡すこと。
 - ・ ファクシミリ機能
 - (ア) 各設置場所のパソコン1台にファクシミリドライバをインストールし, ファクシミリの操作方法等について説明すること。
 - (イ) 各設置場所のパソコン等管理担当者に, インストール手順書とドライバCD等を渡すこと。
 - ・ 運用管理
 - (ア) 運用に係る障害については, 機器及びソフトウェア等の原因の切り分けを事業団で行っており,

納入機器又は付随ソフトウェアが原因とされた場合について対応すること。

(イ) 機器返却時又は部品交換時において、事業団の情報が記録された磁気記録装置等を持ち出す場合は、回収作業等を適切に管理するとともに、当該装置の記録情報について消去又は破壊の証明書を発行すること。

(ウ) 機器を電話回線等で外部と接続する場合は、外部と事業団の指定するネットワークとの間で情報通信が不可能な仕組みであること。

(3) その他

- ・ 事業団は、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除をすることができるものとする。
- ・ 搬入・設置に係る経費は全て契約業者の負担とする。
- ・ 動産総合保険及び固定資産税については、契約業者が負担するものとする。
- ・ 契約満了後の機器回収、データ消去等にかかる費用は本調達に含むものとする。
- ・ 賃貸借料は、機器の設置完了の日から起算するものとし、賃貸借の期間内において1ヶ月に満たない月があるときはその月の賃貸借料は日割りをもって算定するものとする。
- ・ 契約業者は、納入期限までに、機器を指定する場所まで搬入・設置し、操作方法について担当職員に詳しい説明を行うこと。また、設置後においても、必要が生じた場合は、事業団の要請により説明を行うこと。
- ・ 納入期限までに、機器を納入できない場合、代替機の使用を契約開始日より最長1ヶ月間まで可とする。また、代替機使用期間の月額料金は、本契約締結時の月額料金までの金額とする。
- ・ うえに挙げるもののほか、仕様及び条件に関して疑義が生じた場合は、協議のうえ決定するものとする。

8 見積について

- (1) 見積書に記載する金額は、課税事業者、免税事業者を問わず、消費税及び地方消費税額を除いた金額とする（消費税及び地方消費税額は、代金支払い時に加算して支払う。）。
- (2) 使用枚数単価（保守料及び消耗品等代金を含む）は、設置場所ごとに、複写枚数1枚当たり、カラーコピー代及び白黒コピー代の平均単価とし、小数点以下2桁までとする。
- (3) 見積書の提出にあたっては、仕様条件を全て満たすこと。
- (4) 見積書は、指定の見積書様式で作成すること。
- (5) FAXでの見積書の提出は無効とするので注意すること。
- (6) 見積書提出期限は、令和5年3月10日（金）15時00分までとする。
- (7) 見積書提出先は、高知市大原町158番地 高知市総合運動場1F事務所とする。
- (8) 業者の決定については、契約予定期間合計見込額で決定し、決定業者にのみ連絡する。
- (9) 不明箇所についてはスポーツ振興事業団担当者に問い合わせること。

9 契約金額について

- (1) 機器の賃貸借料は、設置場所ごとに、月額（消費税及び地方消費税を含む）とする。
- (2) 使用枚数単価（保守料及び消耗品等代金を含む）は、設置場所ごとに、複写枚数1枚当たり、カラーコピー代及び白黒コピー代とし、小数点以下2桁までとする。当該金額に複写機1台ごとに1か月の総複写枚数を乗じて算出する。ただし、算出した金額に消費税及び地方消費税の額として、上記金額に100分の10を乗じて得た額を加算する。
- (3) 乙が複写機の保守に当たって、複写機の点検及び調整のため使用した複写枚数及び乙の責めに帰すべき原因により複写枚数が生じたときは、当該複写枚数から除くものとする。
- (4) 料金の請求にあたり、円未満の端数は、切り捨てるものとする。
- (5) 契約業者は、毎月末において事業団の職員の確認を受けて、契約金額を甲に請求するものとし、事業団は、適法な請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。なお、金融機関への振込手数料は、契約業者の負担によるものとする。

(別紙1) 機器仕様

(オプション可)

機能等		総合運動場	くろしおアリーナ
基本仕様	納入機器		対象機器及びオプションは全て新品であること。(リサイクル品は不可とする。)
	給紙方式・給紙量	トレイ給紙	50枚以上×4段以上
		手差給紙	可能であること
	コピー・プリンタ・出力の優先順位		ジョブの優先出力が可能であること
	使用電源		100V.15A.50/60HZ
	最大消費電力(W)		1.5kw 以下
	対象 OS		windows10
	標準インターフェイス(拡張インターフェイス)		100BASE-TX/10BASE-T
	メモリ容量		4GB 以上
	対応プロトコル		TCP/IP
	エコマーク		認定商品であること
	国際エネルギースター基準		適合機種であること
グリーン購入法		適合機種であること	
コピー	連続コピーレート (枚/分) カラーA4 ヨコ		25枚以上
	連続コピーレート (枚/分) モノクロ A4 ヨコ		25枚以上
	最大原稿サイズ		A3 以上
	複写サイズ		A3 以上
	複写倍率(%)		25~400%以上(固定及び任意設定が可能であること)
	解像度(dpi)		600dpi 以上
	階調		256階調以上
	電子ソート (A3 まで)		可能なこと。
	出力等 (A4 まで)		出力の1部ずつが識別可能であること
	自動両面コピー		可能なこと
	自動両面原稿送り装置		装備していること
プリンタ	連続プリントレート (枚/分)		25枚以上
	解像度(dpi)		600dpi 以上
	両面印刷機能		可能であること
スキャナ	形式		カラーレスキャナ
	最大原稿読取サイズ		A3 以上
	ドライバ		TWAIN 準拠
	解像度(dpi)		600dpi 以上
	階調		256階調以上
ネットワーク対応		スキャンデータをパソコンへ取り込みできること	

フ ア ク シ ミ リ	最大原稿読取りサイズ	A3 以上
	記録紙サイズ	A3～A5
	適用回線	加入電話回線
	伝達速度	33.6kbps 以上
	宛先登録	可能であること
フ イ ニ ツ シ ャ ー	ホチキス止め	1 か所以上